

11月は「児童虐待防止推進月間」です！

未来へと命を繋ぐ

（いちはやく）
189

（平成30年度「児童虐待防止推進月間」標語）

※189とは：
児童相談所全国共通
ダイヤルのこと



全国では、児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加し、子ども生命が奪われる痛ましい事件も後を絶たない状況です。

虐待の背景には不安定な家庭環境や家族関係、子育てに対する保護者のストレスの増加、社会の変化に伴う地域からの孤立など、様々な要因が潜んでいます。

国はこのような社会状況に対応するために、平成16年から児童虐待防止法が施行された11月を『児童虐待防止推進月間』と定め、期間中に児童虐待防止のための広報・啓発活動などを全国的に展開しております。

市では、児童虐待の現状について理解を深めてもらうと共に、防止に向けて市民への意識啓発を図ることを目的として、『児童虐待防止推進月間パネル展』ならびに『児童虐待防止講演会』を下記の通り開催致します。

『子どもは社会の宝です。』子ども達のかげがえのない命を守り、育んでいくために、私たち大人が地域で出来ることは何かを共に考えましょう。

■「児童虐待」は次の4つのタイプに分類されます。

【身体的虐待】

タバコやライターの火を押し付ける、熱湯をかける、外に締め出す、強く揺さぶる、殴る、蹴る、突き飛ばす、溺れさせる等

【心理的虐待】

子どもの前で家族に対する暴力や夫婦喧嘩、無視、不安や恐怖を与える言動、他きょうだい間での差別的な扱い等

【ネグレクト】

適切な食事を与えない、車の中に放置する、家に残して外出する、病院や歯医者へ連れて行かない、登校させない等

【性的虐待】

性的な動画や静止画をみせる、子どもへの性交、性的行為の強要、性器や性交を見せる、性器を触るまたは触らせる等

★「しつけ」について、子どもの立場で考える事が大切です(子どもの年齢や能力、常識の範囲を超えるような叱り方でないか、保護者の感情をぶつけていないか、等)。時に取り返しのつかない事件や事故を引き起こしてしまいます。

■虐待通報の内容や通報者に関する秘密は守られます！

児童虐待の通告は、法律で課せられた国民の義務となっています。万が一、内容が間違いであったとしても、責任が問われることはありません。また、通報者の情報を漏らすこともありません。安心してご連絡ください。貴方の気づき・勇気ある通報が、子ども達、子育てに悩んでいる保護者への支援に繋がります。

■通報の3つのポイント

①子どもの泣き声が気になる。 ②不自然なアザがある子、不衛生な環境で養育されている子がいる。 ③子育てに疲れ、養育に困っている親や養育者がいる。

通報先

- 宜野湾市要保護児童対策地域協議会 児童家庭課(家庭児童相談室) ☎893-4411(内線567)
- 沖縄県コザ児童相談所 ☎937-0859
- 宜野湾警察署 ☎898-0110
- おきなわ子ども虐待ホットライン ☎886-2900

※激しい泣き声や怒鳴り声がある場合は **110** 番へ！
≪月～金/17:30～翌 8:30、土日・祝日/終日受付≫

■児童虐待防止推進月間の取り組み

【児童虐待防止推進月間パネル展】

- ▼場所:サンエー宜野湾コンベンションシティ
詳細は後日ホームページに掲載します
- ▼場所:琉球銀行 宜野湾支店ロビー 11/13～19
- ▼場所:琉球銀行 普天間支店ロビー 11/21～27

【児童虐待防止講演会】

- ▼日時:11月8日(木) 15時～17時
- ▼場所:宜野湾市中央公民館 2階 集会場
- ▼講師:新垣 梨沙(琉球新報社 文化部記者)
社会面連載『彷徨う～少年少女のリアル～』取材班

問合せ:宜野湾市要保護児童対策地域協議会(じのーんキッズ安心ネット)
児童家庭課(家庭児童相談室) ☎893-4411(内線285)